

答申第173号
令和3年7月30日

佐賀市長　秀島敏行様

佐賀市個人情報保護審査会

会長　村上英明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づく諮問
について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づき、
令和3年6月28日付け佐市財産第181号により諮問がありました「佐賀市役所第2駐
車場への監視カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び保有個人情報の外部提
供について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。ただし、個
人の権利利益の保護を図るため、次の点に配慮した取り扱いとするよう求めます。

記

収集した個人情報の取扱いについては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定す
るとともに、第三者情報に格別の配慮をするなど、慎重を期し、外部提供を行ったときは、
本審査会へ必ず報告すること。